

准看護婦問題に思う

常任理事 浜 上 裕一

第886号

厚生省は、先に准看護婦をめぐる諸外国の看護 制度に関しての報告を発表した。看護要員の保有 状況がわが国と同じく看護婦、准看護婦、看護補 助者の3層構造から成っている国は、有効回答の 半数以上を占めている。その8割の施設は職種に よる業務内容が法規定されている。その上で看護 婦は、看護診断、介護計画立案、患者指導等より 高度な知識を有する業務を中心に、これに対し准 看護婦は日常の業務をほとんどまんべんなく行っ ているようである。准看の雇用方針については、 雇用の促進、削減がほぼ同数であった。削減理由 は、看護婦の役割との境界が不鮮明になりやす い、業務範囲が限定されている、看護婦とほとん ど給料が変わらない等である。促進理由は、低い 給料でケアを提供するセカンドレベルナース、准 看の業務を縮小しコストを削減する等であった。

さらに日本看護協会による95年10月時点の病院 看護要員の勤務実態調査を見ると、病棟における 構成は看護婦64.6%、准看18.6%、看護補助者 16.8%である。施設別でみると特定機能病院では 准看、看護補助者とも極端に減少し、一方老人病 院では両者とも増加、特に看護補助者が半数以上 を占める。

上述のことからしても、准看護婦が地域医療に とって欠くことのできない職種であるので准看護 婦制度の位置付けは明確にしなければならない。

厚生省の准看護婦問題調査検討会報告では、「21 世紀初頭の早い段階を目途に、看護婦養成制度の 統合に努めること」を提言している。日本看護協 会、医労連、マスコミは、「統合」を挙って養成停 止、制度廃止とすり替えて報道してきた。日本医 師会坪井会長は、先の都道府県医師会医療関係者 担当理事連絡協議会において、「准看廃止や准看不 要の議論は正式には全くない。准看制度を堅持す る日医の姿勢はいかなることがあっても揺るがな い」と述べている。そして日医の「医療構造改革 構想」の中で、新しい看護供給体制の検討と見直 しを中長期的課題に位置付けている。

厚生省の看護職員需給見通しによると、近い将 来において供給過剰になると言われているが、地 域医療とくに過疎地域の看護職員の不足が考えら れる。看護婦の質と社会的地位を高めるため看護 大学の定員を増員させることによって大卒の看護 婦が多く供給されてくる。厚生省看護課は、これ からの看護婦供給体制について、特定機能病院な ど大病院では大卒が、大病院の看護婦が中小病院 に、中小病院の看護婦・准看護婦は診療所へ回る という流れも生じてくると分析している。はたし てそうであろうか。国の政策である医療費抑制の 一つに包括医療がより進んでくると無床診療所に おける医療内容は単純化してくる傾向をはらんで いる。そのような状況の中で看護婦の確保は容易 であろうか。地域医療を担っている第一線の医療 機関において准看護婦は、今後とも欠くことので きない重要な医療の担い手である。

日本医師会は、日医総研の中で看護問題検討委 員会を発足させた。「21世紀の看護体系における准 看護婦の位置付けと実効性のある具体的な方策」 について准看護婦制度を守ることを前提にして8 月中旬を目途に結論を出すとのことである。大き な期待を持って見守りたい。